

令和7年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月14日から 令和7年8月13日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R7.5.14	当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 代表取締役 石川 耕治	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
6	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役 瓜生 修一	令和7年5月14日から 令和7年6月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.5.14	当該業者は、令和6年5月30日に実施した旅行において、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスの提供を受けることをあつせんしたため、令和7年3月24日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和7年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
7	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県北本市宮内五丁目351番地 丸和工業株式会社 代表取締役 矢部 利人	令和7年6月9日から 令和7年7月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.6.9	当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、当該業者及び当該業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
8	競売入札妨害又は談合	群馬県太田市飯田町1547番地 O T A スクエアビル7F 関東建設工業株式会社 代表取締役 高橋 明	令和7年7月17日から 令和8年1月16日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R7.7.17	当該業者の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
9	競売入札妨害又は談合	千葉県市川市鬼高四丁目3番5号 京葉ガスエナジーソリューション株式会社 代表取締役社長 吉岡 比呂志	令和7年7月28日から 令和8年7月27日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第5号 (競売入札妨害又は談合)	R7.7.28	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉県検察庁から起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
10	競売入札妨害又は談合	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号 株式会社中央技術コンサルタンツ 代表取締役 甲斐 琴子	令和7年8月15日から 令和8年2月14日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	R7.8.15	当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務に関する入札において、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
11	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県戸田市笹目北町14番地19 日興サービス株式会社 代表取締役 山口 徹	令和7年8月20日から 令和7年9月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.8.20	当該業者及び本社工場長は、労働者の安全管理等を行うべきところ必要な措置を講じず、工場内において同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が下敷きになる死亡事故の発生により、令和7年2月25日、労働安全衛生法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和7年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
12	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 代表取締役社長 千田 哲也	令和7年8月20日から 令和7年9月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R7.8.20	当該業者は、点呼業務の不備など貨物自動車運送事業法や関係法令に違反する事実が確認されたため、令和7年6月25日に国土交通省関東運輸局から同法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可取消しを受けた。また、これに伴い、同日付けで国土交通省から貨物利用運送事業法に基づく第二種貨物利用運送事業の一部停止命令を、総務省から日本郵便株式会社法に基づく監督命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
13	独占禁止法違反行為	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号 極東開発工業株式会社 代表取締役 布原 達也	令和7年11月27日から 令和8年2月26日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R7.11.27	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
14	独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年11月27日から 令和8年2月26日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為) 第4条第3項	R7.11.27	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。